

高槻市における介護予防・日常生活支援総合事業の質問・回答票(平成29年4月28日追加分)

分類	番号	質問内容	回答
その他	47	介護予防・生活支援サービス事業は「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者利用者負担軽減制度」の対象となるのか。	介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業に移行されたことから、介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスについては利用者負担軽減制度の対象となります。 ただし、生活援助訪問サービス及び短時間通所サービスは対象外です。
ケアマネジメント	48	介護予防通所リハビリテーションと総合事業の通所型サービス(介護予防通所サービス、短時間通所サービス)の併用は可能か。	地域包括支援センターが利用者のニーズを踏まえ適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には通所型サービス(介護予防通所サービス・短時間通所サービス)と介護予防通所リハビリテーションのいずれかが選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していません。